

第 476 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 5 年 7 月 27 日（木） 14:00～
岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

平野室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日はご多用のところ、また、暑い中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、労働者側代表の村上委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、3 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>これより第 476 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>目安額の伝達について説明いたします。</p> <p>昨 7 月 26 日に中央最低賃金審議会第 4 回目安に関する小委員会が開催されましたが、小委員会報告を取りまとめるまでには至りませんでした。このため、明日 7 月 28 日に第 5 回目安に関する小委員会が開催されることになりました。</p> <p>従いまして、目安の伝達については、答申があり次第、今後開催される専門部会において伝達された目安額を報告するという審議運営を提案いたします。</p>

	<p>また、専門部会委員以外の審議会委員の方へは、メール等により伝達したいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	<p>ただいま説明のありました目安伝達につきましては、専門部会において報告するという議事運営の提案についてでございます。御意見を承りたいと思います。</p> <p>労働者側委員からいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>異議ありません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>異議ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、専門部会において目安額を報告することとし、示された目安を参考とし、今後開催される専門部会での審議に委ねることといたします。</p> <p>専門部会におきましては、十分に審議していただきまして、是非、全会一致による結論が出ることを期待させていただきます。</p> <p>引き続き、事務局から説明をお願いします。</p>
安藤室長補佐	<p>次に、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく、関係労使からの意見聴取についてです。</p> <p>「岐阜県最低賃金の改正決定に係る関係労使からの意見聴取に関する公示」を行いましたところ、岐阜県労働組合総連合から、資料No.1（3 ページから 30 ページ）「令和 5 年度最低賃金改正にかかわる意見書」が提出されております。意見の趣旨としましては、「1. 岐阜県最低賃金額を時間額 1,500 円以上に引き上げること。」、「2. 請願書署名用紙に記載されている「わたしの一言」を受け止め審議の参考にすること。」、「3. 政府に最低賃金引き上げと地域格</p>

	<p>差の解消と、中小企業が円滑に実施するため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置を要請すること。」「4. 岐阜地方最低審議会または岐阜県最低賃金専門部会で、非正規の労働者の意見陳述の場を設けること。」です。</p> <p>また、生協労連 コープぎふ労働組合から、資料No.1 (31ページ)「令和5年度最低賃金額改正に係わる意見書」が提出されております。意見の趣旨としましては、岐阜県最低賃金を、いますぐ時間額 1,500 円以上にすることです。</p> <p>公示に係る意見書の他に資料No.2 (33 ページから 35 ページ) にあります「岐阜県最低賃金の時間額 1,500 円以上を求める請願書」、合計 4,817 筆が提出されておりますので、これから回覧します。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局	(請願書を各委員に回覧)
高橋会長	<p>事務局から報告のありました関係労使からの意見書に関して、御意見がありましたら伺います。</p> <p>労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
栗本委員	最低賃金の引き上げにつきましては、同じ思いでございますので、参考資料とさせていただきます。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
澤村委員	いただきました意見書につきましては、参考とさせていただきます審議を進めさせていただきたいと思っています。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次の議題に進んでまいります。</p> <p>議題2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」でございます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

安藤室長補佐	<p>特定最低賃金額の改正決定に関する申出状況について、御報告いたします。資料No.3（39 ページ）をご覧ください。</p> <p>「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、次に 41 ページ、「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」、次に 43 ページ、「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」、これらの 3 業種の金額改正の申出書が提出されました。</p> <p>この 3 件の申出要件につきまして、事務局で審査しましたところ、資料No.4（45 ページ）の申出必要数について、電気は申出必要数 3,980 人のところ 6,359 人、自動車は申出必要数 5,303 人のところ 5,943 人、航空機は申出必要数 2,210 人のところ 3,545 人について、賃金の最低額に関する労働協約の適用が確認され、いずれも適用労働者数の 3 分の 1 以上の合意が得られており、申出の要件を備えているものと認められましたので、本日改正決定の必要性の有無について諮問させていただくことといたしました。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、千葉労働局長から諮問を受けます。</p>
(高橋会長・千葉局長会場中央へ移動する)	
千葉局長	<p>(諮問文を朗読し、高橋会長へ手渡す)</p> <p>よろしく御願います。</p>
高橋会長	<p>(諮問文を受け取る)</p> <p>はい、承知しました。</p>
(高橋会長、千葉局長は席に戻る)	
事務局	<p>(諮問文の写しを全員に配布)</p>

高橋会長	<p>ただいま、千葉労働局長から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」諮問を受けましたので、御意見を頂戴したいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員からお願いいたします。</p>
栗本委員	<p>必要性ありでお願いしたいと思います。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>次回8月7日の本審の場において必要性の有無についてしっかり審議させていただいて回答させていただきたいと思います。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」につきましては、次回8月7日の本審におきまして引き続き審議した上で、決定することといたします。</p> <p>次に議題3「岐阜県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の議事並びに議事録の公開について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>「岐阜県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の議事並びに議事録の公開について」は、前回7月3日の第475回審議会において、検討していただいたところでございます。</p> <p>検討結果としましては、労使双方とも公開するという方向性については御同意いただきましたが、公開の仕方及び時期については、より慎重に審議が必要ではないかという御意見であったことから、継続審議となりました。</p> <p>その後、事務局において、全国各局の専門部会に係る公開に向けた検討状況を情報収集しましたところ、相当数の局において、本年4月の中賃目安全員協議会報告で示された「公労使三者が集まって議論を行う部分について何らかの形で公開する」方向で進めていることが明らかになりま</p>

	<p>した。</p> <p>加えて、東海北陸地域の県について申し上げますと、岐阜を除くほとんどの県において、今年度より専門部会のうち公労使三者が集まって議論を行う部分を全て公開することです。</p> <p>また、中央最低賃金審議会目安小委員会は、今年度から公労使三者が集まって議論を行う部分を公開しており、本日までに目安小委員会が既に4回開催されていますが、公開が審議に影響を及ぼしたとの情報はありません。</p> <p>これらの状況を踏まえ、岐阜県においても公開に向けて早急に審議する必要があるものと考えますので、議題として上げさせていただきます。</p> <p>再度御検討いただきますようお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>専門部会の議事公開については前回7月3日の審議会におきまして、労使双方とも公開するという方向性については御賛成いただいたところでございますが、公開の仕方及び時期につきましては、より慎重な審議が必要ではないかという御意見でありまして、継続して審議していくことが決定されたと理解しておるところでございます。</p> <p>先程の事務局の議題提案の趣旨説明を踏まえ、これより専門部会の議事公開に関し審議を行いたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
各側委員	<p>異議なし。</p>
高橋会長	<p>それでは、事務局から、専門部会の議事公開について、再度提案がありましたので、公開の仕方及び公開の時期について、順に御検討をお願いしたいと思います。</p> <p>まずは公開の仕方についてですが、どのような方法があるのか、事務局から説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>まずは公開の範囲についてです。</p> <p>1つ目としては、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の公開範囲に準じ、専門部会のうち公労使三者が集ま</p>

	<p>って議論を行う部分については、傍聴人を入れ議事を公開すること及び議事録を公開する、2つ目としては、複数回行われる専門部会のうち金額審議のない第1回目のみ公開することの2つの公開の範囲が考えられますが、事務局といたしましては、東海北陸地域の県のほとんどで採用しております1つ目のすべての専門部会において三者が集まって議論を行う部分を公開する方法が可能かを御検討いただきたいと考えております。</p> <p>次に公開の方法について説明します。</p> <p>専門部会の議事の流れとしましては、まずは公労使三者が集まって審議が開始されますが、この部分に関しては傍聴人の方が議場に入られ公開で審議が進められます。</p> <p>その後、部会長が二者協議に入ることを宣言した場合にその時点から非公開となり、公労使の全委員は議場を退出しそれぞれの控室に入ります。</p> <p>その後、公益側委員が労働者側控室及び使用者側控室を訪問し、公労及び公使の二者協議を実施しますが、この間傍聴人の方は、議場でお待ちいただくこととなります。</p> <p>二者協議終了後、公労使の全委員は議場に戻り三者での審議が再開されますが、議場にいらっしゃる傍聴人の方は以降の審議の傍聴が可能となるため公開されていることとなります。</p> <p>また、議事内容をホームページ等で公開することに関してですが、昨年度までは公労使三者が集まって議論を行う部分の議事要旨をホームページで公開していましたが、傍聴人を入れた議事公開となることに伴い、議事要旨に代わり議事録を公開したいと考えております。</p>
高橋会長	<p>それでは、事務局から公開範囲及び公開の方法に関する御説明をいただきましたので、委員の皆様には何か御質問を頂戴できればと思っております。</p> <p>何か御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>労働者側委員の皆様いかがでしょうか。</p>

栗本委員	特にありません。
高橋会長	では、使用者側委員の皆様いかがでしょうか。
澤村委員	専門部会は今日から始まるのですが、使側としては、1回目からの公開を希望しますが、方法としてはありますでしょうか。
高橋会長	まずは、公開の範囲、方法についてですので、何回目からというのは次にお願います。
川本委員	御提案いただいた2つのやり方ですね。専門部会毎の公開ということでもいいのでしょうか。
高橋会長	説明が一度ではわかりにくいと思いますので、事務局からもう一度説明してください。
平野室長	1つ目としましては、専門部会の1回目から4回目まで三者の部分は全て公開となります。 2つ目としましては、二者協議が行われない1回目のみを公開するという事です。 その他に2回目から4回目までの三者の部分で金額を話し合う場のみ公開しないとか採決は公開しないという方法も他局ではありますが、事務局としては、三者を全てという方法か、それとも、二者協議が行われない第1回目を限定して公開という方法を説明させていただきました。
川本委員	三者は全て公開ということで、使側としてはよろしいかと思っています。
野原委員	1点確認ですが、議事録については、三者協議の場のみ公開となるということで、二者協議の公開はないということでしょうか。
平野室長	従来から二者協議の議事録は作成しておりません。議事の公開に伴う部分が議事録の公開となることで、御理解いただければと思います。

高橋会長	二者協議の議事録は従前より作成していないため公開していないということですね。
平野室長	はい、そのとおりです。
高橋会長	<p>三者が集まって議論を行う部分を公開するというのが事務局からの御提案ということでございました。</p> <p>それから、公開の方法についてですが、従来は2者協議の場合、どちらかの委員の方が議場に残っていただいて、協議をするということでございましたが、これからは、控室に公益の方がお伺いして行うという御提案でございました。</p> <p>ホームページにおきましても、議事要旨ではなく議事録を公開するという御提案を頂戴しました。</p> <p>御質問は以上でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、公開の範囲及び公開の方法について、各委員の方から御意見を伺いたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	異議ありません。
高橋会長	それでは、使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	異議ございません。
川本委員	<p>異議はございませんが、1つだけ意見を述べさせていただきます。先程事務局の方から、相当数の県が議事公開を行う状況を踏まえ岐阜県も早急に審議する必要があるとの御説明がございました。最低賃金審議というのは非常に透明性が求められる場であり、審議会として外部に説明責任を果たしていく必要があります。従いまして、他県が公開するからという姿勢ではなく、公開の重要性を十分に認識しているからこそ率先して取り組むという姿勢が重要と考えます。岐阜県は保守的な県と言われがちですので、</p>

	<p>敢えてその前向きさをきちんと表明することが大切だと感じています。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今頂戴しました御意見をまとめますと、岐阜県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の公開範囲につきましては、公労、公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う部分については、傍聴人を入れ議事を公開すること及びその部分につきましては議事録を公開することで労使双方の合意が得られたものと理解いたしました。</p> <p>また、公開の方法についても事務局が提示いただきました方法に合意が得られたものと理解いたしました。</p> <p>各側委員の皆様方よろしいでしょうか。</p>
各側委員	<p>異議なし。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして公開の時期についてですが、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>事務局提案を踏まえて発言したいと思います。</p>
高橋会長	<p>この後、事務局から提案があると思います。</p> <p>では、使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>1回目からの専門部会での公開を希望します。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側からはできるだけ早い時期、最初からの公開という御意見でございましたし、労働者側からは、まずは事務局からの提案を聞いてみたいという御意見を頂戴したと思います。</p> <p>それでは、手続上の問題がありますので、公開が可能となる時期について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>本日の審議会において、岐阜県最低賃金専門部会の議事公開が決定される前提で御説明いたします。</p>

まず、本審議会閉会後の午後3時から予定されています第1回岐阜県最低賃金専門部会において、部会長が選出され、部会長から各委員に対し、今年度の専門部会については、岐阜県最低賃金専門部会運営規定第5条第1項に基づき、公労使三者が集まって議論を行う部分については、原則どおり傍聴人を入れ議事を公開すること。公労、公使の二者協議については、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあることから非公開とする判断をしたことを説明することにより、今年度の専門部会より公労使三者が集まって議論を行う部分は公開となります。

しかし、傍聴人を入れた議事公開については、公開に関する公示が必要となり、公示期間1週間に加えて、公示期間終了後に抽選結果の文書による通知に係る期間を要します。本年度の岐阜県最低賃金専門部会は、計4回予定されていますが、本日午後3時から開催予定の第1回専門部会については、公開に関する公示が間に合いません。

また、第2回専門部会は、8月3日に予定されていますが、本日付で公開に関する公示をした場合、公示日を含めて8月2日の抽選結果送達日までの期間が7日間しかなく所要の手続き期間を確保できません。

8月4日予定の第3回専門部会及び8月7日予定の第4回専門部会については、所要の手続き期間を確保できる見通しであることから、傍聴人を入れた議事公開ができるものと考えます。

一方、議事録のホームページ公開については、岐阜県最低賃金専門部会運営規定第6条第2項に基づき、原則どおり公労使三者が集まって議論を行う部分に係る議事録については、本日開催予定の第1回専門部会に係る議事録から公開となります。

以上となります。

高橋会長	<p>ただいま事務局から、岐阜県最低賃金専門部会の議事公開及び議事録公開に関する手続き上可能な時期について、今年度から議事及び議事録の公開が可能であること、傍聴人を入れた議事公開については、8月4日開催予定の第3回岐阜県最低賃金専門部会から可能であると、そのような御説明を頂戴したということでございます。</p> <p>公開時期につきまして、労使双方から御意見を頂戴したいと思いますが、ただいまの事務局の説明についていかがでしょうか。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	事務局提案で異議ございません。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	異議ございません。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、労使双方の皆様からの意見として、今年度から議事及び議事録を公開すること、傍聴人を入れた議事公開は第3回岐阜県最低賃金専門部会からということ御同意をいただいたということで理解をいたしました。</p> <p>それでは、「岐阜県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の議事並びに議事録の公開について」の取りまとめを改めてさせていただきます。</p> <p>両専門部会につきましては、今年度から公労、公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う部分につきましては、傍聴人を入れ議事を公開すること及び議事録を公開することとし、傍聴人を入れた議事公開については、8月4日開催の第3回岐阜県最低賃金専門部会からとさせていただきます。</p> <p>なお、本件専門部会の公開については、専門部会の設置</p>

	<p>後に本決定を踏まえて、「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程」並びに「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」に基づきまして、改めて決定していただくこととなります。</p> <p>労使双方の委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
各側委員	異議なし。
高橋会長	<p>では、そのように決定させていただきます。</p> <p>次の議題に移ります。</p> <p>議題4「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。</p>
平野室長	<p>令和5年7月10日付けで、岐阜県弁護士会会長から岐阜地方最低賃金審議会会長あてに「低賃金労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために岐阜県の最低賃金額の大幅引上げと地域間格差是正を求める会長声明」が提出されていることについての御報告です。</p> <p>審議会の申合せ事項において、「審議会あて提出された文書について、諮問後の意見聴取公示又は審議会意見に関する異議申出公示に基づいて提出された関係労働者又は関係使用者からのもの以外については、審議会で提出のあった旨を報告し、審議会においてその都度取扱いを決定する。」とされています。</p> <p>つきましては、この声明の取扱いについて御審議をお願いします。</p> <p>なお、岐阜県弁護士会会長声明は昨年度も提出されておりますが、関係労使以外から提出された文書であることから、声明については参考資料として取扱うこととして、本審終了後に各委員へ参考として配布しております。</p>
高橋会長	<p>それでは、ただ今事務局から報告のありました岐阜県弁護士会会長からの声明の取扱いについて、御意見を伺います。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>

栗本委員	参考資料とさせていただきます。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員いかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>最低賃金の大幅引上げを求めるとの弁護士会会長声明は、弁護士会を代表しての声明でしょうか。そうであれば、公益委員の先生の中には弁護士の先生もいらっしゃるわけですから、審議の公平性を欠くのではないかという危惧を持ちます。その点はどう理解すればよろしいでしょうか。</p>
中村部長	<p>今回、岐阜県弁護士会会長より会長声明の送付というかたちで頂いているところで、公益の先生の中に弁護士の先生がいらっしゃいますけど、必ずしも弁護士会の代表としてこちらに来ていただいているわけではなく、あくまで公益委員として審議会に参加していただいているということでございますので、問題はないと事務局としては理解しております。</p> <p>以上です。</p>
川本委員	<p>弁護士会会長個人の声明という理解でしょうか。逆に言うとなら、弁護士先生が声明に左右されない御審議をいただけるという声明をいただければ承知できるかなと思いますけども。</p> <p>要は声明の中身が会長名なのか弁護士会全体としての話なのかというのが、これだけのお話では理解できなかったということですので、そこだけクリアにしていれば、今の部長さんの御説明のとおり人格が違うということであれば、承知したいということになりますけど、それでよろしいでしょうか。</p>
中村部長	<p>弁護士会の方から提出された文書に関して、弁護士会として提出していただいているのか、それとも会長として出しているのかというところは確認していませんが、「会長声明の送付について」の文章は、「何々を</p>

	<p>求める会長声明」となっていますので、あくまで会長声明と理解しています。</p> <p>また、公益委員の先生の選任に関しては、最低賃金の審議に適切な方を選任させていただいていると事務局では理解しております。</p>
川本委員	<p>それでは、その前提で参考資料とさせていただくことにします。</p>
高橋会長	<p>昨年と同じ扱いであったのですね。</p>
中村部長	<p>昨年度も同じ扱いで参考資料とさせていただいております。</p>
高橋会長	<p>昨年と同じ議論をしたという記憶がありますが、もう1度繰り返す必要はありますか。つまり毎年確認が必要ということですか。</p>
川本委員	<p>我々使用者側からすると、大幅な賃金改定を望むという声明が弁護士会から毎年出てくること自体が、この場として確認せざるを得ないと思ってそのように申し上げた次第です。</p>
高橋会長	<p>昨年確認した同じ議論を毎年やる必要はありますか。違う声明ならわかりますよ。</p>
川本委員	<p>毎年、弁護士会会長の声明がこの場で披露されること自体に違和感があるという意見を申し上げているのです。</p>
高橋会長	<p>違和感があるというのは結構ですが、昨年、既に確認したことをもう1度議論する必要があるかということをお伺いしているのです。</p>
川本委員	<p>意見を求められたので、意見を申し上げました。それだけです。</p>
高橋会長	<p>毎年確認した上でなければ参考資料とできないとの御意見ですか。</p>
川本委員	<p>今回が前回と同じ内容なのかは、資料の配布がされていないので確認のしようがありません。会長名の声明が出されたという口頭報告のみですから、それが会長個人の意見</p>

	<p>なのか弁護士会の総意なのかを確認させていただく必要があるため、意見を申し述べさせていただきました。</p>
高橋会長	<p>わかりました。ありがとうございました。</p> <p>弁護士会会長からの声明の内容が違うかも知れないので、毎回確認されているということですね。同じものであれば、一度確認されたことは確認する必要がないと私は思っております。</p>
川本委員	<p>使用者側としては、公益委員に弁護士の先生がおられる中、このような趣旨の弁護士会会長声明が出されること自体に疑問を感じています。具体的な内容もわからない中での取り扱い協議ですから、少なくとも会長個人の見解なのか弁護士会の総意なのかを確認することは、当然のことではないでしょうか。これからも同様のことが続くのなら、毎回、確認させていただきます。</p>
高橋会長	<p>御意見の御趣旨は理解いたしました。</p> <p>それでは、ただ今事務局から説明がありました、岐阜県弁護士会会長からの声明の取り扱いにつきましては、参考資料として取扱うこととし、本審終了後に参考として配布することといたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
高橋会長	<p>事務局から他にありますか。</p>
平野室長	<p>ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>各委員の皆様からは何かございませんか。</p>
各委員	<p>(発言なし)</p>
高橋会長	<p>それでは、本日の審議会はこれもちまして閉会といたします。</p> <p>次回の審議会は、8月7日(月)に開催を予定していま</p>

す。

本日はありがとうございました。

お疲れ様でございました。